レポート

デジタル遺品を取り巻く現状

~急がれる共通ルールの整備~

総合政策研究部 研究員 坂田 紘野 (03)3512-1839 sakata@nli-research.co.jp

Oはじめに

一般に、デジタル遺品とは、遺品となったパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器に保存されたデ ータやインターネット上の登録情報などを指す、とされる。デジタル社会の進展に伴い、近年ではデジタル 遺品に関して、①パスワードが分からない等の理由で遺族が遺品である PC やスマートフォン等にア クセスできない、②インターネット上などに遺されたデジタル遺品の存在に気が付かない、等の問題 点の存在が認識されつつある。¹現在のところ、このような問題点を回避するためには、あらかじめメ モに書き残しておく等の対策を行い、一人一人が備えておくことが非常に重要だ。備えが十分ではな かった場合、残念ながら、デジタル遺品の所在やその対処法が分からずじまいになってしまう可能性 も否定できない。

一方で、個人でデジタル遺品に備える必要がある背景には、デジタル遺品をめぐる社会の体制整備 が追い付いていないような現状もあると思われる。具体的には①相続人にとって、故人がどのような デジタル遺品を遺したのか分かりにくいこと、②ようやく把握できたデジタル遺品でも相続人に承継 される場合とそうでない場合があり、その基準が分かりづらいこと、である。本稿では特に②に注目 する。以下では、デジタル遺品をめぐる現状を整理し、企業等の取組について確認しつつ、今後注目 されると思われるテーマについて検討する。

1---デジタル遺品をめぐる国内の法律上の整理

はじめに、デジタル遺品をめぐる現状の国内の法律上の整理について確認する。

デジタル遺品は大きく分けて、ネット銀行への預金や暗号資産のような財産的価値を有するものと、 個人の SNS アカウントや、デジタル機器やクラウド内に保存されたデータのような財産的価値を有 さないものに分けることができる。デジタル社会の進展を背景に、いずれのデジタル遺品に対しても 対応が必要となる場面は増えつつある。しかし、現在のところ、国内ではデジタル遺品について特別 に定めた法律は存在しない。そのため、デジタル遺品への対応は、一般法等に基づいて進められるこ

¹ 拙稿 坂田紘野 (2022)「重要性が増すデジタル遺品への備え」『研究員の眼』2022-02-07 (以下、前稿) より

ととなる。

このうち、財産的価値を有するデジタル遺品は、基本的には、相続財産に含まれることとなる。民 法上、「相続人は、(中略)被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の 一身に専属したものは、その限りではない。」(民896条)とされているためだ(包括承継)。よって、 財産的価値を有するデジタル遺品に対し相続人等が取るべき対応は、通常の遺産のケースと大きな違 いはない。

もっとも、デジタル遺品に限らず、被相続人の遺産を把握することはそもそも容易なことではなく、 相続人等は遺された情報から遺産の所在を明らかにする必要がある。手がかりとなる情報の例として は、多くの金融機関が定期的に送付している、顧客、契約者向けに取引内容等を知らせる通知物等が 挙げられる。また、証券保管振替機構2(ほふり)を通じた被相続人の株式等に係る口座情報の開示請 求や、生命保険協会による「生命保険契約照会制度」といった、相続人等による遺産把握をサポート するための、業界としての取組みも行われている。

ほとんどの場合、一度所在を把握することができれば、デジタル遺品においても通常の相続財産と 同様に手続を進めることができる。例えば、いわゆるネット専業銀行やネット証券をはじめとする、 顧客がデジタル上で資産を管理する企業・金融機関の多くは、ホームページ上などにおいて相続手続 に対応する窓口等を示している。また、近年市場規模が急拡大している暗号資産(仮想通貨)につい ても、暗号資産交換業者の多くは、相続時の問い合わせフォームをホームページ上に設置することで、 相続人等への対応を実施している。

一方で、財産的価値を有さないデジタル遺品の場合は、やや状況が異なる。

多くの場合、財産的価値を有さないデジタル遺品を相続することができるか否かは各サービスの利 用規約等によって判断される。法律上、財産的価値を有さないデジタル遺品の相続(承継)の可否に ついては法律上の定めがないことが、その背景となっている。

そもそも、民法では、「物」について、「この法律において、『物』とは、有体物3をいう」(民85条) と定義している。例えば、パソコンやスマートフォンなどは有体物であり、民法上「物」に含まれる。 一方で、データ等は形を持たない無体物であるために民法上の「物」にはあたらない。よって、デー タ等は、「物」に対して所有者が有する所有権4などの権利の対象外となる。そのため、現状、データ や登録情報といった財産的価値を有さないデジタル遺品に関しては、知的財産権等によって別に権利 が保護されるものを除いては、その取扱いが法律で定められていない。従って、企業等のサービス提 供事業者とサービス利用者のような当事者間の合意によって、サービスごとに契約内容を定める必要 が生じており、実際に、現在提供されているサービスの多くで、事業者と利用者の合意に基づき、利 用権限や利用条件等が定められている。事業者が策定した利用規約をサービス利用者が承諾すること で合意がなされるケースが多い。

このため、現状、財産的価値を有さないデジタル遺品については、サービス内容等が類似していて も、相続時の手続や相続の可否等の内容が異なりうる。デジタル社会が急速に進展する中で、法整備

⁴ 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。(民 206 条)



² 上場株式をはじめとする電子化された有価証券の振替等を行う

³ 物理的に空間の一部を占める有形的存在を有する物。(「広辞苑(第7版)」より)

のスピードが追い付いていない側面があることは否めない。

2-デジタル遺品をめぐる海外の法的整理

デジタル遺品が存在するのは、日本国内に限った話ではない。海外においても、財産的価値を有す るデジタル遺品、有さないデジタル遺品のいずれも発生し得る。また、そのようなデジタル遺品は、 実際に日々発生しているとも思われる。

そのうち、財産的価値を有さないデジタル遺品への対応については、しばしば国ごとに対応の違い が見られる。中でも、SNS のアカウントの相続に関しては各国で議論が進められつつあり、中には実 際に法整備を行った国もみられる。SNS のアカウントの相続に際しては、故人のプライバシー権や肖 像権、パブリシティ権5、通信の秘密の保護等の権利と、相続人の相続権のバランスをいかにして確保 するかが特に問題となりうる。この点において、各国の判断は必ずしも一致していない。

2.1 米国

故人のプライバシー権等を比較的重視していると考えられる例としては、米国が挙げられる。前稿 でも触れたが、米国では"Revised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act"(以下、RUFADAA 法)という法律の存在により、遺産執行者等に E メール、SNS のアカウント等のデジタル資産(デジタル遺品) について、有形資産と同様に管理・処分を計画する権限が与えられている。その一方で、ユーザー(=被相 続人)には、自身のデジタル資産の死後の取扱いに対する決定権が与えられていたり、サービス等を提供す る企業はユーザーの同意なく E メールやソーシャルメディアの内容を開示することができなかったりする等、 プライバシー権にも一定の配慮がなされている。

(図表1)米国 RUFADAA 法の概要

(図表1)米国RUFADAA法の概要

RUFADAA法はインターネット利用者がEメールやソーシャルメディアのアカウントなどのデジタル資産 について、有形資産の場合と同様に、管理や処分を計画することを可能にする

インターネットユーザーへの コントロール権の付与

プライバシー権の尊重

効果的な均一性の提供

インターネットユーザーは、自ら のデジタル資産を保存するか、 相続人に分配するか、破棄す るか、決めることができる

企業は、ユーザーの同意なくE メールやソーシャルメディアの内 容を開示することができなくなる

ユーザーの死亡時や障害状態 時におけるデジタル資産へのアク セスに関する各州の規定が標 準化される

(資料)統一州法委員会(ULC)より筆者作成

2.2 ドイツ

米国とは対照的に、相続権の確保を重視していると思われるのがドイツだ。ドイツでは、2018年に SNS のアカウントを相続することが認められるか否かについて、相続人が Facebook のアカウントに

⁵ 一般に、著名人の肖像等が持つ顧客吸引力を排他的に利用する権利を指すとされる。

アクセスすることの可否を争う裁判が注目を集めた。この裁判では、死亡した 15 歳の娘の死因(事故 死なのか自殺なのか)を知りたいと考えた母親が、娘の Facebook のアカウントを相続し、アカウント の記録等の確認を可能とすることを求めて裁判を起こした。アカウントの相続を求める母親に対し、 フェイスブック社(現メタ社)は、通信のプライバシーの保護を理由としてアカウントのへのアクセ スを認めなかったことの正当性を主張した。結論として、ドイツ最高裁は、手紙や日記等のアナログ な遺品と同様、SNS のアカウントであっても包括的に権利を相続することが可能であると判断した。 この判例は、SNSのアカウントの相続性を広く一般に認めるものとして受け止められている。一方で、 「死後の人格保護」「故人の通信相手の通信の秘密」「判決が未成年の被相続人であるという個別事情」 等を理由に、判決に批判的なアプローチを試みる見解も存在している。6

なお、ドイツを含めた EU 加盟国等における個人情報(個人データ)保護に関しては、2018 年に EU 一般データ保護規則(General Data Protection Regulation: GDPR)の適用が開始された。EU 域内におい ては、EU の規則である GDPR が直接適用される。死者の個人データについて、GDPR は前文で「本 規則は、死亡した者の個人データには適用されない。加盟国は、死亡した者の個人データの取扱いに 関する規定を定めることができる。」⁷と定めている。すなわち、GDPR において直接死者の個人デー タが保護されるわけではないものの、各国の国内法による保護の余地を残している。足もとでは、国 内法にて死者のプライバシー権について定める国も見られるものの、死者の個人情報保護に関する判 断は国によって異なっている。例えば、死者の権利を国内法で一定程度認めている例としてはエスト ニア等が、生存する自然人(個人)に限定している例としては、英国等がそれぞれ挙げられる。8

ところで、死者のプライバシー権の保護という点は、日本ではどのように捉えられているのだろう か。一般に、人の個人情報をめぐる権利の保護については、いわゆる個人情報保護法によって保障さ れる。しかし、個人情報保護法における「個人情報」は、「生存する個人」のものに限ると定義づけら れている。9そのため、死者の個人情報の保護に関しては、日本の個人情報保護法の対象とはされてい ない。

3----国内企業の対応

前述の通り、財産的価値を有さない場合、国内においてデジタル遺品の相続性の有無は各サービス の利用規約等によって定められる。すなわち、各サービス提供事業者の裁量の余地が大きい。以下で は、財産的価値を有さないデジタル遺品のうち、遺族等の対応が必要となる可能性が高いと思われる ①ポイント・前払式決済手段(電子マネー)、②SNS アカウント、をめぐるサービス提供事業者の対 応事例について確認する。

⁹ 個人情報の保護に関する法律第2条第1項



⁶ 臼井豊「デジタル遺品の相続性に関する批判的考察—SNS アカウント事例における「死後の人格保護」と「通信の秘密」 を中心に」立命館法学(395),120-158頁

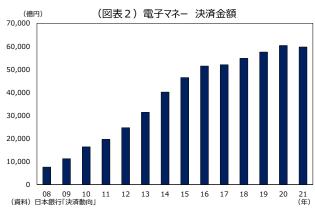
⁷個人情報保護委員会 HP より引用

⁸ 湯淺墾道、折田明子「GDPR(一般データ保護規則)と死者の個人情報」第80回情報処理学会電子化知的財産・社会基 盤研究会 (EIP) (2018) より

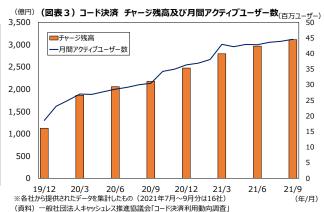
3.1 ポイント・電子マネー

企業等が消費者にポイントを発行し、消費者がそのポイントを購入商品の支払等に充当する、いわ ゆるポイントサービスは、社会で広く導入されている。航空会社や家電量販店、オンラインショッピ ング等、生活の多くの場面で「ポイント」を貯めたり、使用したりすることができる。このようなポ イントはデジタル上で管理されているケースも多い。また、交通系 IC カードやいわゆる QR コード10 決済に代表される電子マネーの決済金額も拡大傾向にある。(図表2)(図表3)

(図表2) 電子マネー決済金額の推移



(図表3) コード決済 利用状況の推移



ポイントサービスは、「商品やサービスを提供する小売等事業者が、消費者の支払った対価等に応じ て『ポイント』を付与し,また,消費者が当該ポイントを利用する仕組み」*1、電子マネーは、「一般 に、利用する前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段」12と定義づけられる。すなわ ち、原則として、ポイントはその原資を事業者が負担しており利用者が直接ポイントの対価を支払っ ているわけではない一方、電子マネーは利用者が現金等を提供(チャージ)することで得られるもの である点が大きな違いとして挙げられる。

この違いが、相続時における各事業者の対応の違いにも影響している。ポイントサービスに関して は、利用者の権利は一身専属的13に帰属すると利用規約等に示している事業者が多く、相続可能であ るケースは必ずしも多くない。一方で、電子マネーについては、相続人への払戻といった対応も含め ると、何らかの形で引き継ぐことが可能である旨を事業者が定めているケースも多い。もっとも、こ のような判断は結局のところ各事業者の判断に依るものであるため、実際に対応するにあたっては、 各サービスの利用規約等を確認した上で対処することが求められるだろう。例えば、日本航空株式会 社(JAL)や全日本空輸株式会社(ANA)といった航空会社の運営するポイントサービスである「マ イル」は、ポイントサービスではあるものの、それぞれの規約において、相続可能である旨が示され ている。

3.2 SNS アカウント

¹⁰ QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標

¹¹ 公正取引委員会「共通ポイントサービスに関する取引実態調査報告書」(令和2年6月)より引用

¹² 日本銀行 HP「Q 電子マネーとは何ですか?」(2022 年4月1日閲覧) より引用

¹³ その権利が専ら特定人の一身に属し、他人が取得したり、他人に移転したりできないものをいう。(国税庁資料より)

利用者が死亡した際の SNS のアカウント等の取扱いについては、サービス提供事業者の多くが、 あらかじめ対応方法を規定している。(図表 4) もっとも、アカウント等をそのまま引き継ぎ、相続人 等が故人のアカウントを使用することを認めている事業者はほとんどない。これは、故人や、故人と やり取り等を行っていた人のプライバシーの保護などの観点からの措置であると考えられる。

一方で、遺族等の求めに応じて、一定の対応を行っている事業者も存在する。例えば、Twitter は遺 族等の求めに対応する形で、故人のアカウントを削除することが可能であると示されている。また、 Facebook や Instagram といったメタ社(旧フェイスブック社)のサービスにおいては、故人のアカ ウントの削除のほかに、「追悼アカウント」の設定も選択することが可能になっている。

(図表4) 国内の主な SNS の相続に係る取扱い

サービス名 LINE Twitter Instagram Facebook アカウント相続 相続人等による 0 アカウント削除 追悼アカウント × × \bigcirc 0 追悼アカウントの主な機能 追悼アカウントの主な機能 ①誰もログインできない LINE株式会社は、最終のアクセ ①誰もログインできない ②プロフィール上に「追悼」と表示 ・アカウントのログイン情報は、故人 スから1年間以上経過しているア ②プロフィール上に「追悼」と表示 ③アカウントのプライバシー設定に との関係によらず公開不可 カウントをあらかじめの通知なく削 ③亡くなった方がシェアしていた投 応じて、友達は追悼タイムラインで 備考 ・権限のある遺産管理人または故 除することができる 稿(写真や動画など)は 思い出をシェアできる 人の家族とともにアカウントを停止 ・アカウントは利用者に一身専属 Instagramに存続し、それをシェ ③亡くなった方がシェアしていた投 的に帰属する アしていた利用者は引き続き閲覧 稿(写真や動画など)はFacebook 可能 に存続し、それをシェアしていた利 用者は引き続き閲覧可能

(図表4) 国内の主なSNSの相続に係る取扱い

(資料) 各社ホームページ等より筆者作成

4---デジタル遺品との関わりが今後想定されるテーマ

ここまで、デジタル遺品をめぐる国内外の状況について確認してきたが、デジタル遺品への対応に ついては、明確なルールが定まっておらず、各サービス事業者の判断等に委ねられている側面も大き いと言える。また、「デジタル」自体が今まさに発展している途中にある分野であることから、今後の デジタル社会の進展に伴ってこれまで考えられていなかったような論点が出てくることも十分に考え られる。以下では、デジタル遺品に深く関連すると思われる足もとの動きの例として、2点取り上げ たい。

4.1 NFT

デジタル社会はますます進展しつつあり、それに伴い、デジタル資産の在り方も一層多様化しつつ ある。そのため、今後はデジタル遺品となった際の取扱いが定まっていないようなデジタル資産が登 場することが想定される。例えば、足もとでは、非代替性トークン(Non-Fungible Token: NFT) やメタバースが大きな注目を集めている。これらの詳細については本稿では触れないが、デジタル遺 品と関連すると思われるトピックとして、デジタル資産の管理手段として NFT を活用した場合に、 NFT に対する「所有権」をどのように位置づけるかという問題が挙げられる。これは、NFT の「所 有者」が亡くなった場合に、その権利関係がどのように変わるかに関わるという点で、デジタル遺品 とも密接に関連する。先ほども述べた通り、民法上所有権は「物」(=有体物) にのみ認められている

ため、データである NFT にそのまま適用することはできないように思われる。NFT に関する権利を 誰がどのように保障するべきかについては、今後の論点となりうるだろう。

4.2 超高齢社会14

デジタル「遺品」という観点からは、日本で高齢人口が急速に増加している現状も今後に影響を及ぼすだろう。内閣府の高齢社会白書(令和3年版)によると、2020年時点で 28.8%であった日本の高齢化率 15 は 20年後の 2040年には 35.3%に達すると推計される。また、20年後に高齢者(65歳以上)となる 50代、60代の現在のインターネット利用率はそれぞれ約 95%、約 83%となっている。 16

これまでも、比較的若くして亡くなる方の相続の場面等でデジタル遺品が問題になるケースは存在していた。しかし、実態としては、亡くなる方は高齢者が多く、そのような方々がデジタルを活用している割合はそれほど高くなかったため、デジタル遺品への対応についてトラブルが発生し、社会的な課題となる機会は必ずしも多くなかった。だが、今後はデジタルを活用していた方がなくなるケースが増加していくことはほぼ確実である。それに伴い、デジタル遺品に関するトラブルが多く発生することにもなりかねない。

また、本人の意思の確認が困難になるという観点からは、高齢化等が原因で判断能力が低下してしまった人がデジタル上に保有するデータ等の関わり方も今後の問題となりうるのではないかと思われる。超高齢社会が続く中、法律上曖昧な部分の多い現状のままでは、今後ますますトラブルが発生する事態が懸念される。例えば、判断能力が低下してしまったことが原因で保有するデジタル資産の所在が分からなくなってしまい、家族等が対応に困ってしまうケースなどが想定される。

そのような事態を回避するために、デジタルを利用する人それぞれがあらかじめ備えておくことが 重要であることは間違いない。一方、それと同時に、更なる超高齢社会の到来を見据えた行政や事業 者の取組みもまた、重要となっていくだろう。

5---おわりに

ここまで確認してきたように、デジタル遺品をめぐる環境はまだまだ整備の途上にあるのが現状だ。 それもあり、現在、事前の備えがなされていない状態で万が一のことがあった場合、相続人等にかか る負担は大きなものとなってしまう。また、パスワードが不明等の理由により、デジタル遺品を確認 できないままとなってしまう可能性も否めない。

今後は、デジタル遺品に関わるトラブルの発生をできる限り回避すべく、体制整備を進めていくことが一層求められていくのではないか。具体的にはデジタル遺品の取扱いについての法整備を進めたり、関係する省庁や事業者等が共同でガイドラインを策定したりすることで、共通のルール整備を行うことが必要となるのではないかと思われる。そうすることがサービス利用者やその家族等にとって将来の予見性を確保することにつながり、更なるデジタル社会の進展にもつながるだろう。今後に向けた議論が進展することが期待される。

⁽お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。



7

¹⁴ 総人口における65歳以上の人口が21%を超えているような社会を指す。

¹⁵ 総人口に占める 65 歳以上人口の割合

¹⁶ 総務省「令和2年通信利用動向調査」(過去1年間のインターネット利用経験)(無回答を除く)